

気持ちはいつても倍返し

「やられたらやり返す、倍返しだ」。ドラマ「半沢直樹」で、主人公の半沢直樹の決めゼリフでした。

確かに、ある人が誰かに損害を加えたとき、損害を加えた人は、償いをしなければなりません。このような考え方は、「目には目を」で有名なハムラビ法典の時代からあります。

現代社会では、自分だけがをし



弁護士 西村 信之さん



たからといって、相手方に同じようなけがをさせてもよい、というわけにはいきません。

民法の世界では、故意または過失により他人に損害を加えた場合、不法行為責任として損害賠償というものが加害者に課せられます。損害賠償の目的は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者に賠償させ、被害者の被った不利益を補填して、不法行為がなかった状態に回復させる

点にあります。そのため、半沢直樹のような倍返しにはなりません。

しかし、倍返ししても良いものがあります。それは「恩」です。

私は鳥取県境港市の生まれで、島根大学、山陰法科大学院で学び、司法修習も松江でした。この間、多くの山陰の方の恩を受けました。現在も、事務所のボス 弁、兄弁、事務員さんをはじめ、日々多くの方の恩を受けています。

日々、受けた恩を仇で返さぬよう、いつか「この恩は倍返しだ」「100倍返しだ」という気持ちで仕事をしています。

松江の司法修習生の皆さん、今後修習を予定されている皆さん、私から受けた恩は「100万倍返し」ですよ。(吾郷法律事務所)